

Title	日本林業発達史序説
Sub Title	Introductory remarks on a history of the development of forest industry of Japan
Author	服部, 謙太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.8 (1952. 8) ,p.556(46)- 563(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19520801-0046
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520801-0046">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520801-0046</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

日本林業發達史序説

服部謙太郎

一 近代的林野所有の形成

近代日本の出發點たる明治維新の諸變革のうち、最も根本的なものは封建的土地所有の廢止という事實である。慶應三年幕府の政權奉還・明治二年諸侯の版籍奉還・明治三年全國社寺の土地という一連の改革を経て封建的土地所有關係は解體し去り、舊來の幕領・藩領・社寺領等はすべて明治新政府の支配下に統一された。そして明治五年地券制度の設置・地所永代賣買の許可により、ここに始めて土地の「國有」に對する「私有」が公然と認められ、更に、明治六年の地租改正によつて、新政府の財政的基礎が確立されたのである。

このような過程を林業史の基礎をなす林野所有の面から見るならば、それは封建的林野所有にかわつて近代的林野所有——國家的林野所有と私的林野所有という二つの所有關係から成る——の形成されてゆく道程であると云えよう。新政府は先づ明

治二年諸藩奉還の山林を官林とし、同四年太政官布告開墾規則・同五年大藏省達官有地拂下規則等の公布を通じて、山林原野を拂下けることによつて地租收入の増加をねらつた。次いで地券制度の設置（明治五年）により、幕藩制下の事實上の私營林は私有林たることを確認されて個人名義の地券交付を受け、從來の一村總持の山林原野等は新たに公有地として村方に地券が交付された。ここに官有地と私有地との他に、新たに公有地なる制度が設けられたわけであるが、この公有地なるものは從來入會地として領主の課税から免かれていた山林原野がその大部分をなしていた。ところが自己の財源を確保するに汲々としていた新政府はこれに對して地租を賦課したため、農民の反抗は各所に起り、公有地制度は事實上實施困難の状態に立ち至つた。

ここに於いて明治六年太政官布告を以て「地所名稱區別」を達し一應右の制度を固定せんとした政府も、翌七年太政官布告により「地所名稱區別改定」を宣し、從來の官・公・私有の三つの制度を改めて、「官有地」と「民有地」の二つとなし、「官有地」を第一種より第四種まで、「民有地」を第一種より第三種までに區分して、全國の土地をこのいづれかに屬せしめた。この結果舊官有林野は「官有地」第三種に、舊私有地は「民有地」第一種に、舊公有地は「民有地」第二種に編入されたが、その際「民有地」として確認されるためには「所有の確證」を提出することが必要とされ、且つ確證なるものの規準が頗る曖昧で

あつたがために、舊來の私有地・公有地を入會地にしてこの際に官有地に編入されたものも相當の數に上つた。かくして明治八年地租改正事務局達により發布された「山林原野官民有區別標準」並びに同九年同局達の「山林原野官民有區別分法」等を基軸として實施された、いわゆる土地の官民有區分は、官有權と民有權とを平等に確認するというよりは、むしろ明治政府の物質的基礎を確立することを目的として行われた事業であると見られる。土地官民有區分は明治九年から十四年の間に一應の實施を終つたが、素々官民有區分の證據が曖昧であるため判定の困難なものも多く、幾多の不合理を免れなかつた。更に官民有區分の頭初に課税を懼れて民有地たることを欲せず、むしろ官有地編入によつて免税となり、その使用収益だけを得よう

と考へていた人々が、官有地編入後の條件の嚴酷さに驚いて再び民有地へ引戻さんとする運動が各所に見られ、官民有區分は早晩根本的な改訂の必要に迫られざるを得ない状態にあつた。明治十八年に行われた地押調査は土地の一筆調査により從來の誤謬脱落等を訂正せんとするものであつたが、同二十三年農商務省訓令による「官有森林原野引戻申請許可」並びに同年行政裁判所の開廳により區分認定に對する提訴が許された事實等は、官民有區分修正の一連の動きであつた。かくして明治三十二年制定の「國有土地森林原野下戻法」は、舊所有者が下戻しを申請すれば政府はこれに對して審理をなすべき旨を規定する

日本林業發達史序説

四七 (五五七)

ことによつて、官民有區分に最後の結末を與へべきものであつたが、實際はこの再審理によつて民有地に戻つたものは十分の一に過ぎず、立法の趣旨は必ずしも實現されなかつた。然し乍らその結果はともあれ、明治初年以來の土地官民有區分をめぐる不安定な林野所有關係は、ここに一應その終止符を打たれ固定化したものといふことが出来る。

以上概観してきた日本に於ける近代的林野所有の形成過程は、土地所有一般に於けると同じく、何よりも先づ封建的諸關係の殘存を背景とする絶對主義政權の國家權力が強力に働いてゐる點を、その特質として指摘することが出来る。いま林野所有關係が一應固定化したと考へられる明治三十三年という時期をとつて、種目別林野所有面積を検すれば次表の如くである。

國有林	一三、七三五、八二二町歩	五八%
御料林	二、二四八、九六〇	八%
公私社寺有林	八、四八三、六一一	三四%
合計	二四、四六八、三九三	一〇〇%

即ち國有林御料林を併せた官有林は全體の約三分の二を占め、公私有地は三分の一に過ぎない。更に質的に見れば、官有林が大部分蓄積量多きいわゆる美林から成るのに對して、公私有林は主として蓄積低い小規模林から成つてゐる。このように質量共に國有林が壓倒的な比重を占めて居り、後には私有林の發展

によりこの比重はやや修正されるけれども、少くとも明治の林業史はそのまま國有林史であるといつても過言ではない状態である。維新改革の過程に於いて、本來農民の私有に分割せらるべき舊領主下の林野地がそのまま國有化され、更に農民の利益權までそこから閉め出されたという歴史的事實がこの結果を生んだのである。

最後に林野所有の分布形態に就いて一言すると、御料林を別として一般に官有林は東北・九州・中部山地等の經濟的後進地帯に多く、これに對して民有林は東海・近畿・中國・關東等の經濟的先進地に多い。これは決して偶然ではなく、その地方の農村構造即ち農民層の分化・商業資本の浸透等の問題と深く結びついている。それは結局に於いて先進地と後進地に於ける地主・一般農民の獨立性主體性の強弱の差、したがつて事實上の所有權の強さの相違に歸着すると云うことが出來よう。

### 二 國有林野の形成

明治二年の諸侯の版籍奉還と同時に、舊藩時代の御林・御立山・御直山等の藩直營林、並びに野山・奥山・遠山などと呼ばれて農民の所持占有の對象外にあつて、事實上藩の所有と見做されていた林野は、一切明治新政府の所管となつたが、官民有區分の過程に於いて、これらは官林・官有山林・官有原野の三種に區別された。以上の國有林は當初は各府縣の直轄するところであつたが、林區署制の整備に伴い明治二十二年までに官林は北海道及沖繩を除き悉く農商務省の直轄下に各林區署の管理に屬することとなつた。官有山林及び官有原野はその後も引き続き各府縣の管理下にあつたが、明治三十年に至つて當該大林區署に所屬することに決せられ、ここに國有林はすべて中央政府の直轄するところとなつた。

國有林行政機關の確立と共に、明治政府は國有林野の整理に着手した。先づ明治九年三月官林調査假條例を決議して當時の所管官廳たる内務省から官員を派遣し、國有林の所在面積及び立木等を調査し、圖面を作製して官林臺帳を調製した。次いで明治十五年三月には官林境界線實測及製圖順序並官林境界調査心得を定めて、府縣及び山林事務所をして境界の調査をなさしめ、更に明治十七年四月には一般地主をして反別及野取繪圖を提出せしめ、官吏を派遣して所謂地押調査を施行せしめた。然し官民所有の境界は必ずしも明確になしえなかつたので、明治二十三年四月から十五年の計畫で大規模な官有林野實況調査が行われた。この調査の目的は面積及び境界の測定と共に、將來國有林として存置すべきものと、存置を要せざるものとを辨別することにあつた。この事業は必ずしも豫期通りの進捗を見ず、明治三十三年に一應打切られて、同年より實施された國有林野特別經營事業に移管吸收されることとなつた。

國有林野の整理が、右の如く捗らなかつた理由の一つとして

は、國有林に於ける入會地の問題を擧げなければならぬ。明治政府は官民有區分の一應完了した明治十三年頃から、官有地上の入會權の整理に着手した。幕藩制下の慣習的入會地は官民有區分に當つて多く官有地に編入されたのであつたが、その際入會地の國有化が其處に於ける村民の入會權を否認するものでないといふことであつたのに、政府がその約に反して入會權の整理に着手したことは痛く農民の反感を買つた。更に明治政府は明治五年六月大藏省達第七十六號を以て官林の拂下を公布して國有林の民間への賣却を認めたから、このことは當然その中に含まれる入會權の問題をめぐつて、農民の反抗を呼び起した。

明治十二年新潟縣北蒲原郡、同十三年群馬縣群馬郡、同十六年神奈川縣大住村、同年東京府南多摩郡で起された農民騒動は、いづれも直接には右の入會地拂下に對する反對から發したものであるが、それは結局に於いて政府の入會權收奪に對する農民層の集團的反抗に他ならなかつた。國有林の拂下は明治六年七月太政官布告を以て原則的には禁止されたが、實際にはその後ろも消極的な賣却は斷續して行われ、それに絡む入會權の問題は永く政府の悩むところとなつた。

### 三 御料林の形成

徳川幕藩制下に於ける皇室の所領は御料所と稱されてその面積は小さく、それも維新と共に廢されて官有地に編入された。

ところが國會開設準備期たる明治十年頃から皇室の尊嚴を保持するため御料林を創設すべしとなす意見が政府内部に於いて検討され始めた。徳大寺、井上毅、伊藤博文等の官有林野御料地編入意見、若山儀下、元田永孚、中村彌六等の皇有地財産設定意見などがそれである。かくして明治十八年十二月には宮内省に御料局を設置、同十九年九月には御料局事務規定を公布し、翌二十年より農商務省山林局と協力して官林中皇室財産に編入すべき部分の調査が開始された。

このような準備の後、明治二十一年十月先づ手始めに京都府外十三府縣に於ける官林九十萬町歩を御料に編入することを定めたが、一部變更あつて結局第一次としては明治二十二年八月に八十二萬町歩の編入を確定した。次いで明治二十三年九月には北海道の未開官林二百一萬一千町歩を編入し、同年末までには内地官林の編入も百六十萬六千四百餘町歩に達し、合計三百六十二萬七千四百町歩が御料林として確定された。同年十一月宮内大臣告示第二十七號によつて右のうち百一萬五百八十九町歩は世傳御領として永久の御料と定められ、御料地の編入はここに一應完了したのである。明治十八年御料局新設當時の御料面積が僅か二萬町歩に過ぎなかつたことを思えば、この擴張が如何に急激に行われたかがわかる。然しこの膨脹の過程は必ずしも圓滑に進められたものではなかつた。政府内部に於いても意見が完全に一致していたとは云い得ない。明治二十年六月、

御料局長官より百町歩以上の官有林調査を關東・東北諸縣の知事に依頼せる際、東北諸縣の知事中には、入會慣行の繼續に支障を來し、或いは開墾獎勵に障礙をなすとの理由で反對を表明したものがあったことはこの間の事情を物語るものである。更に御料地中には入會地・貸付地・部分不仕付地・産物拂下慣行地・民有下戻出願中の土地等が混在するもの多く、管理上複雑な關係を呈する上、地元民との紛議が絶えなかつた。境界をめぐる紛争、入會權に關する論議はその主たるものであつた。かかる紛争に對して政府は入會地の場合は永代草木特賣・樹木臨時拂下手續・部分林仕付等の許可を以て臨み、これにても尙お盜伐多き場合は入會慣行ある御料林を縣有財産として交付することとした(明治四十四年山梨縣の例)。又境界紛争や盜伐の甚しい木曾谷十六町村に對して、明治三十八年より二十四年間に額一萬圓を御料愛護資金として交付した例もある。更に御料林中民有の確證あるものは民有林に戻すことを許可する等、あらゆる手段を用いて農民の反對を防いだ。

一方御料地中には各所に點在して徒に管理保護の費用を要して收支の償わないものもあり、御料地接續の民有地にして買収を必要とするものも尠くなかつたので、御料地として存置するの要不要を明らかにするため、明治二十五年十一月御料地實況調査心得を定めて調査に着手し、同二十九年に至つて内地各御料所の調査を一應完了した。然し乍ら御料地の境界は多く錯雜

を極め、その地境を踏査して界線を判定することが特に急務であつたので、明治二十六年一月御料地踏査内規を別に定め、三十二年度までに面積約七十二萬九千町歩の踏査を終つたが、中には奥地のため踏査困難なもの、或いは境界紛議のため遅延するものもあり、三十八年に至つて漸く大略の踏査を終つた。

御料林の分布はほゞ國有林のそれと似ており、(1)木曾美林(2)天龍川・富士川・相模川流域山林(3)關東から東北へかけて散在する山林(4)北海道の未開林野をその主たるものとする。その特徴は林野面積は必ずしも大でなくとも、一町歩當りの立木蓄積量が頗る大であるということ、即ちいわゆる美林のみである點にある。

#### 四 公有林野の形成

明治五年九月の地券渡方規則第三十四條によつて、村持山林又は兩村入會地を公有地と稱し、その村へ地券を交付して、ここに公有地と私有地の二つの制度が創出されたことは前に述べた。ところが同七年十一月の地所名稱區別改正によつて公有地の稱は廢止せられ、從來の公有地のうち、一村又は數村持の確證なき入會地は官有林に編入され、確證あるものは村有地として、他の個人所有地と共に民有地の中に編入された。かくして藩政時代以來郷山・村受山・所立山・家業山等と稱された村民共同進退の林野は一應村有地となつたのであるが、一部は個人

所有に分割され、村の代表者の個人名義地となるか、もしくは數名の記名共有となるかに至つた。ところが明治二十二年四月市町村制施行に伴い町村の合併が行われ、從來の町村が新町村の大字部落となるに伴い、村有林は部落有林となつた。この部落有林はいわゆる公有林野として官有地と民有地との中間的存在であるが、法制上、行政上不明の問題を多く含んでいた。第一に部落有財産の不均衡に基づく部落相互間の融和の阻礙という點で、これについては部落有林を新所屬町村に統一し市町村有とする方向へ政策がとられた。第二に公有林野は共同利用のため兎角濫伐の弊を生じ、荒廢する傾向があり、このためその管理權を明かにし、且つ積極的に林業振興を圖らんとする上からの努力が拂われた。このような二つの傾向は明治四十年の森林法の改正に伴う「林野管理區分令」同四十四年の「入會整理法案」の起草、並びに同年以降實施された「第一期森林治水事業」を基軸として、公有林野の整理統一即ち部落有林の市町村への編入、入會權の廢止、所有權の強化という一連の方策によつて一段と押し進められたと云うことが出来る。

一體我が國の農村に於ける林野の利用は農業經營を成立せしめるための不可欠のものであり、そこに入會權の問題が農民にとつて死活の重要性を持つのであるが、公有林野の大部分は藩政以來地元農民の入會收益と最も深い關係を持つものであつた。土地官民有區分並びに町村制施行の過程に於いて、それま

での村民共同進退の林野は個人持もしくは村の有力者數名から成る記名共有の形に替えられたものが多いが、實質的には依然村民の入會權がその中に引き續き認められたのである。他方部落有林として存続したものは勿論舊來の入會權がそのままに繼承されており、一般に公有林野の所有並びに用益の權利關係は頗る複雑且つ微妙なものがあつた。このような状態は公有林野の整理開發を積極的に押し進めんとする政府の立場からすれば甚だ不都合であり、公有林野の所有權の統一と入會權の整理とは公有林開發の前提條件をなすものとして、明治末年以降政府の公有林政策の中心をなしたのであつた。

公有林野の分布は東北・中部山岳地帯・九州地方に多い。これは官民有區分決定の際に村有地となつたものがこの地方に多かつたためであるが、そのことは結局に於いてその地方の農業經營の發達程度乃至は農村構造の反映であることは云うまでもない。公有林野は一般に林相貧弱であつて、その蓄積量に於いて國有林・御料林に比して遙かに劣る。

#### 五 私有林野の形成

徳川幕藩制下にあつても、(1)買受の確證ある林野、(2)高入の事實ある林野等は、いづれも事實上の私有林野と稱せらるべきものであつたが、明治五年の地券制度の設置によつてこれらは正式にその私有權を確證された。この他に官公有地の拂下の過

程に於いて村の有力者がその所有權を獲得したものの、及び官民有區分に際し、林野の租税負擔を回避するために、入會地が舊來の村の實權者の所有名義となつたもの、これらのものが私有林野形成の源泉をなしたのである。土地官民有區分―地租改正の過程に於いて明治政府が地租收入の増加をねらつて行つた入會地の分解政策が、そのまま私的林野所有を發展させたものと見ることが出来る。しかしこのような私的林野の形成過程は國有林野のそれとは異り、幾多の曲折を経て行われた。明治中期の恐慌就中明治十四年のインフレーションは地主―商人に土地集積の絶好の機會を提供した。この時期に最初のそして大規模の土地兼併が農村に於いて行われたのである。

私有林野はかくインフレと恐慌の反覆の中に漸次兼併され商品化してはいつたが、全體としては依然として地主的な林野經營が多く、生産力は低かつたので、ここに民有林における林業發展促進機關として、明治十二年十二月に山林學共會が設立され、後に擴大されて、同十五年一月大日本山林會となつた。一方部落内の入會關係の崩壊に對處し民有林を保護する目的を以て森林所有者の山林組合・林業組合等の出現も見られ、明治二十一年山口縣、同二十三年宮城縣、兵庫縣、明治二十七年廣島縣、靜岡縣等續々と設立された。これに對して地方廳も民有林に對する取締に乗り出し、明治十八年福島縣大沼郡瀬川健増の「民有林取締規定案」が公表され、これに基き同縣民有林取締準

則及規約が制定されたのはその嚆矢であつた。府縣に於ける林務行政も漸次獨立化し、明治三十一年四月岐阜縣の内務部に林務課が設置されたのはこの最初であるとされる。

私有林の分布は關東・東海・北陸・近畿・中國・四國・九州等廣汎にわたり、所謂「里山」と稱せられるものであるが、その規模は一般に零細であり、蓄積量は國有林のそれに比して著しく少ない。殊に同じ私有林中にあつても小所有者の林相ほど貧弱である。地域別に見ると零細所有の目立つのは關東・東海・中國地方であり、北陸・九州地方には少數乍らや大所有者的なものも存在する。

私有林野に於ける資本主義的經營は日清戰爭前後から漸く徐々に興り始め、住友・諸戸・森村・三井・古河・大倉等の諸家が積極的に森林經營に乗り出し始めた。然しこれ以前にも各地方の素封家による大林業經營は存在したのであつて、いまその主なるものを挙げると、金山林業(山形縣)、那須林業(栃木縣)、青梅林業(東京都)、天龍林業(靜岡縣)、富士川林業(山梨縣)、尾鷲林業(三重縣)、吉野林業(奈良縣)、智頭林業(鳥取縣)、木頭林業(徳島縣)、日田林業(大分縣)、小國林業(熊本縣)等がそれである。

最後に私有林野には屬するが、我國の歴史的特殊性に基き特異な存在としての社寺有林野について一言しなければならぬ。江戸時代各社寺の有した社寺地は、明治三年十二月の土地

により一應明治政府の下に入つたが、同七年十一月社寺領土地跡處分規則、同十二年六月社寺境内竹木伐採表式制定・同十五年八月社寺境内伐木取扱規則によつて保護され、更に同十七年十一月(二十四年四月改正)社寺土地官林委託規則、のちこれが整備されて明治三十二年八月に制定された國有林野法に基き社寺保管林規則となつて一層強化された。然し社寺側としては本來自己の私有たるべきものを政府が不當に取り上げたとなして、終始その下渡を望んで已まなかつた。社寺土地官林委託規則によれば、社寺側は委託官林の監守・保護・栽培等の費用を總て負擔する代りに、落葉柴草その他の副産物を取且つ林地の使用權を得、又その樹木を社寺の建築用材として地方相當の代價にて拂下を受ける特權を與えられるといふのであるが、この規則は社寺側にとつて満足すべき性格のものではなかつた。後に社寺の義務はやや緩和されたが根本的には變更を見ず、國有林野法に於いて土地森林を社寺に保管せしめることが認められたとはいへ、政府は努めて舊規則の精神により、國自ら管理するの方針を更めず、新に保管林の設定を許されたものは極めて少なかつた。その後社寺の經營狀況が一層悪化するに伴い、寺院境内還付に關する請願は屢々行われたけれども、政府は常に反對意見を表明して譲らなかつた。社寺林の面積は全林野面積の五%を占め、代表的なものとしては九州の霧島神宮、高野山金剛峯寺のそれを擧げることが出来る。

馬場辰猪小傳(下)

五三 (五六三)

資料

馬場辰猪小傳(下)

西田長壽

8 政治的活動

明治一四年一〇月三〇日、自由黨は完全に成立した。辰猪は、常議員として名を列ね、しかも自由黨中の重鎮として天下の輿望をになつていたようである。自由黨總理板垣との關係は、自傳に記すところによれば、既に前から必ずしも良好ではなかつたにも拘らず、どうして自由黨へ入つたのか。明治三年、島田三郎主宰の『毎日新聞』に「當世人物論」を連載した城北隱士は、沼間守一が自由黨の爲めに送つた草間時福を林包明等が冷遇したのを怒つて自由黨に來なかつたので、自由黨として馬場の入黨を懇請したのだと述べている。馬場に指導された大石も、後年、馬場も大石も本來改進黨へ行く可きであつたのに妙な關係で自由黨へ行つて了つたのだと述懐したと傳えられてい

る。かように、馬場の自由黨入りには、主義主張のほか感情的